

白鷹町ふるさと応援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白鷹町を応援したい方と町長が一体となってまちづくりを進めるため、白鷹町ふるさと応援制度（以下「応援制度」という。）を設け、白鷹町を応援したい方（以下「寄附者」という。）から寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施することにより、多様な人々の参画によるまちづくりに資することを目的とし、その実施に関して必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 ふるさと応援制度の基本方針は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 本町の発展を心から応援してくれる方との輪を広げる。
- (2) 本町のまちづくりに関する要望、提言等をいただき、施策の立案に活用する。
- (3) 応援制度を通して、故郷への更なる愛着及び誇りの醸成を図る。
- (4) 本町の情報を広く全国に提供する仕組みを構築する。
- (5) 本町の魅力を全国に発信し、交流人口の拡大を目指す。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、次に掲げる事業のいずれかとし、寄附者は、自らの寄附金の使途をいずれか一つを選択することができる。

- (1) 文化振興事業（しらかの文化応援事業）
- (2) 人材育成事業（しらかの人づくり応援事業）
- (3) 観光交流事業（しらかの観光応援事業）
- (4) コミュニティ形成事業（しらかの集落応援事業）
- (5) 森林林業再生事業（しらかの里山再生事業）
- (6) 高齢者支援事業（しらかのシニア安心応援事業）
- (7) その他（とにかく！しらか応援事業）

(寄附の手続)

第4条 寄附者は、寄附金申込書(様式第1号)又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の申込を受けたときは、納付書等を送付し寄附金を受け入れることができる。

(受領証明書の発行)

第4条 町長は、寄附金の納入の確認後、速やかに受領証明書を寄附者へ交付する。

(返礼品の贈呈)

第5条 町長は、寄附者のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく白鷹町の住民基本台帳に記録されていない者（以下「返礼品対象寄附者」という。）に対して、寄附金の額に応じ、返礼品として白鷹町の特産品等を贈呈する。ただし、当該返礼品対象寄附者が返礼品の進呈を希望しない場合は、この限りでない。

- 2 返礼品の種類、内容又は贈呈の方法等は、町長が別に定める。

(報告)

第6条 町長は、寄附者に対し寄附金額や事業の実施状況を年度ごとにホームページ等により報告する。

(周知方法)

第7条 町長は、応援制度に関するパンフレットの作成、ホームページ等の開設を行い、町内外に向け広く周知する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第3条関係

寄附金の使途について

(1)文化振興事業（しらたかの文化応援事業）

白鷹町町文化交流センターを活用した文化振興に関する事業並びに伝統芸能（高玉芝居）及び伝統工芸（深山和紙、白鷹紬）等の保存伝承など

(2)人材育成事業（しらたかの人づくり応援事業）

こども読書感想文コンクールでの「童門冬二賞」の創設及び県立荒砥高等学校の活性化に関することなど

(3)観光交流事業（しらたかの観光応援事業）

薬師ザクラなどの古典桜の保存と環境整備及び新たな町の特産品開発のための研究に関する事業など

(4)コミュニティ形成事業（しらたかの集落応援事業）

人口減少や高齢化が進む集落で地域コミュニティの醸成を図り、地域の元気を取り戻すための事業など

(5)森林林業再生事業（しらたかの里山再生事業）

森林の多面的機能の維持増進及び持続的な「緑の循環システム」を構築するための木材の活用や再造林など

(6)高齢者支援事業（しらたかのシニア安心応援事業）

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるための高齢者支援事業など

(7)その他（とにかく！しらたか応援事業）

同条第1号から第6号以外の事業